

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本件は総合評価落札方式の一般競争入札（事前審査方式）による入札である。

令和 6 年 8 月 2 0 日

一般財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 横山 伸一

1 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) 新産業廃棄物最終処分場上下水道整備工事 (2 工区)
- (2) 工事場所 日立市諏訪町地内
- (3) 工事概要
 - (ア) 上下水道整備工事 (2 工区) L = 1 5 0 3 m
 - (イ) 上・下水道開削工 L = 1 2 8 6 . 3 m
 - (ウ) 下水道推進工 L = 2 1 6 . 6 m
 - (エ) 上水道橋梁添架工 L = 3 7 . 1 m
 - (オ) 諏訪梅林増圧ポンプ場 N = 1 箇所
 - (カ) 下水道マンホールポンプ N = 2 箇所
- (4) 工 期 令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 建設工事の種類 (業種区分)
土木一式工事、建築一式工事

2 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（全てを満たすこと）

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 施工計画が、主要工種の施工方法及び工程並びに安全対策等について、適正であること。
- (3) 構成員数は、3 者とする。
- (4) 構成員の出資比率の下限は 20% 以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (5) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (6) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
 - (ア) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定

- に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 構成員の全てが、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (オ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (カ) 対象工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (キ) 対象工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (7) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) 土木一式工事及び建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがそれぞれS等級であること。
 - (イ) 過去10年以内（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）に茨城県内で竣工した、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、同種工事又は類似工事を元請けとして施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - ① 同種工事とは、管渠推進工事とする。
 - ② 類似工事とは、下水道管、上水道管、工業用水道管の布設工事とする。
 - (ウ) 土木の工事現場に、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
 - ① 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。

- ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。
 - ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工事の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工事の始期日から着手日の前日までの期間について、専任での配置を要しない。）。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
- (エ) 建築の工事現場に、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
- ① 一級建築施工管理技士の資格を有する等、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者等でないこと。
 - ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工事の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工事の始期日から着手日の前日までの期間について、専任での配置を要しない。）。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
- (オ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (8) 代表構成員以外の構成員（その1）は、次の基準を満たす者であること。

- (ア) 土木一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS又はA等級であること。
- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
- ① 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者等でないこと。
 - ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工事の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工事の始期日から着手日の前日までの期間について、専任での配置を要しない。）。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (ウ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (9) 代表構成員以外の構成員（その2）は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS又はA等級であること。
- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
- ① 一級建築施工管理技士の資格を有する等、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者等でないこと。

- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工事の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工事の始期日から着手日の前日までの期間について、専任での配置を要しない。）。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (ウ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (10) 本工事の落札者は、その後同日に執行される工事入札には参加できない。
- (ア) 本工事の入札は、分割発注の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。先行して開札された工事の落札者は同日に実施されるその後の分割工事の入札に参加できない。
- この場合において、落札者からすでに提出された入札書は開封せず、無効として取り扱うものとする。

工事名

- ① （仮称）新産業廃棄物最終処分場 上下水道整備工事（1工区）
- ② （仮称）新産業廃棄物最終処分場 上下水道整備工事（2工区）

- (イ) 本工事に特定建設工事共同企業体を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定建設工事共同企業体をそれぞれ結成する場合に限り、(ア)に示すその他の工事に対して、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。

3 設計業務等の受託者等

- (1) 2(6)(オ)の受託者とは、次に掲げる者である。

本事業に係る設計業務の受託者

- ・オリジナル設計株式会社
- ・常陸測工株式会社

- (2) 2(6)(オ)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

- (ア) オリジナル設計株式会社もしくは常陸測工株式会社の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

- (イ) 建設業者の代表権を有する役員がオリジナル設計株式会社もしくは常陸測工株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、入札参加資格の決定を受けなければならない。

(1) 提出先

〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀町カシマビル 1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所

(2) 申請期間

- ・令和6年9月2日（月）9時 から 令和6年9月4日（水）17時必着
（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(3) 提出書類（様式等は別紙のとおり）

- (ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用） 4部
- (イ) 特定建設工事共同企業体協定書 4部
- (ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等） 各1部
- (エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通
- (オ) 返信用封筒（(ア)～(イ)に掲げる書類各3部を返送するのに必要な切手を貼付すること。） 1通

5 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、以下の資料各1部を持参又は郵送

（書留郵便に限る。）により提出し、競争参加資格確認通知書（茨城県一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）様式第6号）の交付を受けなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

- ・競争参加資格確認申請書（実施要領様式第3号。以下「申請書」という。）
- ・競争参加資格確認資料（実施要領様式第4号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各1部
- ・技術資料の提出について（様式第1-1号）
- ・自己採点表兼評価点算定資料一覧表（茨城県土木部総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）様式第1号）
- ・工事成績評定評価対象工事資料（試行要領様式第2号）
- ・施工実績評価資料（試行要領様式第3号）
- ・配置予定技術者評価資料（試行要領様式第4号）
- ・施工計画（試行要領様式第5号）

- ・災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（試行要領様式第6号）
- ・地域活動実績評価資料（試行要領様式第7号）
- ・企業の新規雇用実績（試行要領様式第14号）
- ・若手又は女性技術者の配置（試行要領様式第15号）
- ・登録基幹技能者の配置（試行要領様式第16-1号）
- ・災害時の基礎的事業継続力認定資料（試行要領様式第17号）
- ・週休2日制工事の施工実績（試行要領様式第19号）
- ・防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（試行要領様式第20号）

2(7)(ウ)⑦、2(7)(エ)⑦、2(8)(イ)⑦、2(9)(イ)⑦に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任（監理）技術者重複申請調書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ア) 申請書等の提出期限・場所

- ・令和6年9月2日（月）9時～令和6年9月4日（水）17時必着
（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く）
- ・場所（ただし、郵送による場合は提出先）
〒316-0003 茨城県日立市多賀町2-1-4 多賀町カシマビル1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所
・電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp

(イ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(ウ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績が確認できる資料
- ・配置予定技術者の資格証等の写し
- ・配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・特定建設工事共同企業体の構成員と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）

*健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマ

スキングを施した状態で提出すること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(エ)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に一般財団法人茨城県環境保全事業団理事長に書面により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (4) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を入札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

6 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次により閲覧に供する。

- (ア) 一般財団法人茨城県環境保全事業団ホームページ

URL：<https://ef-kasama.or.jp>

- (イ) 公共事業情報センター

- ・期間 公告の日～令和6年10月9日（休日を除く。）
9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（ただし、正午から13時を除く。）
- ・場所 水戸市笠原町978-6 茨城県庁1階

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面にて電子メールにより行うこと。

回答は、電子メールをもって行い、(1)(ア)の場所で閲覧に供する。

- ・質疑受付時間

令和6年8月20日～令和6年9月4日（ただし、休日を除く。）

9時から16時まで

・ 書面の提出先

〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀町カシマビル 1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所

・ 電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp

・ 回答閲覧期間

令和6年8月20日～令和6年10月8日

7 現場説明会

実施しない。

8 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年10月9日(水) 15時から

(2) 場所 〒309-1603 茨城県笠間市福田 165番1

一般財団法人茨城県環境保全事業団 管理棟内2階会議室

9 予定価格

・ 561,231,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

10 入札方法等

(1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

- ・ 入札書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)様式第1号)
- ・ 工事費内訳書(別に定める作成例に準じ作成するもの)
- ・ 連絡担当者の名刺1枚
- ・ 競争参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電子メールによる入札は認めない。

(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(8) 入札執行回数は、1回とする。

1.1 落札者の決定方法

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（(ウ)に該当する者を除く）。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る）。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 工事成績評定の評価が0点未満でないこと。

(エ) 施工計画の評価が不可でないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（(ウ)に該当する者を除く）。

(2) 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の(ア)、(イ)により算定する。

(ア) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

・ 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 評価点) / 入札価格

(イ) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・ 標準点 100点、評価点 28.5点

・ 評価点は、次の「評価項目及び評価基準」における合計とする。

【評価項目及び評価基準】

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）及び工事件数により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県土木部及び茨城県企業局発注の1千万円以上の各構成員が対象とする工事（土木一式工事、建築一式工事）の評定点とし、共同企業体の各構成員の評価対象評定点のすべてを平均した点数（小数点以下第2位四捨五入）及び工事件数によって評価する。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	4.0点	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点
		「81点以上」又は「80点以上81点未満かつ工事件数5件以上」	3.5点
		「80点以上81点未満」又は「78点以上80点未満かつ工事件数5件以上」	3.0点
		「78点以上80点未満」又は「76点以上78点未満かつ工事件数5件以上」	2.5点
		「76点以上78点未満」又は「74点以上76点未満かつ工事件数5件以上」	2.0点
		「74点以上76点未満」又は「72点以上74点未満かつ工事件数5件以上」	1.5点
		「72点以上74点未満」又は「70点以上72点未満かつ工事件数5件以上」	1.0点
		「72点未満」・対象無し	0点
イ 企業の施工実績 共同企業体の代表構成員が、同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	2.0点	管渠推進工事の実績有り	2.0点
		下水道管又は上水道管若しくは工業用水道管の布設工事の実績有り	1.0点
		上記以外	0点
ウ 配置予定技術者の施工経験（土木に限る） 共同企業体の代表構成員の土木工事現場の配置予定技術者が、同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	2.0点	管渠推進工事の経験有り	2.0点
		下水道管又は上水道管若しくは工業用水道管の布設工事の経験有り	1.0点
		上記以外	0点
エ 優秀主任（監理）技術者の受賞 共同企業体の代表構成員の配置予定技術者の、優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県及び茨城県企業局建設業者表彰規程）の受賞の有無により評価する。評価の対象は、平成31年度から令和5年度における受賞とする。	1.0点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り（土木工事及び建築工事の配置予定技術者それぞれ受賞有り）	1.0点
		知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り（土木工事又は建築工事の配置予定技術者受賞有り）	0.5点
		受賞無し	0点
オ 週休2日制工事の施工実績 茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点
カ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県との災害時の応急対策協定の要請に基づき行った災害時地域貢献の実績の有無で評価する。 評価の対象は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの活動実績とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事箇所のある市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0点
		工事箇所のある市町村における地域貢献の実績有り	2.0点
		地域貢献の実績有り	1.0点
		地域貢献の実績無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
キ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
ク 地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度及び令和5年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和4年度及び令和5年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所のある地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。	2.0点	2者以上が日立市内に本店を有する	2.0点
		1者が日立市内に本店を有する	1.0点
		上記以外	0点
コ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年4月1日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0点	雇用実績有り	1.0点
		雇用実績無し	0点
サ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
シ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録機械土工基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者又は登録配管基幹技能者であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。	1.0点	登録機械土工基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者又は登録配管基幹技能者の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無で評価する。	1.0点	認定有り	1.0点
		認定無し	0点
セ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に関する留意点とその対策について評価する。 課題① 推進工法の施工に関する留意点と対策 (1) 施工管理 (2) 品質管理 (3) その他の工夫 課題② 立坑工に関する留意点と対策 (1) 現場特性を踏まえた施工管理 (2) 品質管理 (3) その他の工夫 課題③ 現地条件に関する留意点と対策 (1) 安全管理及び交通管理に関する対策 (2) 周辺環境への配慮と対策	8.0点	【1位満点方式】 評価点＝8.0点（満点）×（当該競争参加者の採点々数）÷（競争参加者の内の最高の採点々数） （小数点以下第2位四捨五入1位止め）	8.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない	欠格
合計	28.5		

- (3) 施工計画の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。
- (4) 落札となるべき同一の評価値となった者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって申し込みをした者は、発注者の求める資料を提出しなければならない。なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって申し込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。

1 2 入札保証金

免除する。

1 3 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

1 4 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 5 調査基準価格

設定する。調査は要領に基づき厳正に行う。

(「茨城県低入札価格調査制度実施運営要領」により、良く確認しておくこと。

teinyuyouryou-kouji240401.pdf (kennsetugyou-ibaraki.jp)

1.6 最低制限価格

設定しない。

1.7 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

1.8 支払条件

(1) 前払金

(ア) 保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金(債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度の出来高予定額。以下同じ)のうち4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(イ) あらかじめ調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、(ア)によらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

1.9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 指定の入札日時までに到達しない場合

(エ) 入札書を2通以上提出した場合

(オ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(カ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合

(キ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

は無効とする。

(4) 入札日までに 2 に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 入札日までに他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

2 0 火災保険付保の要否

否

2 1 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2 2 入札執行の取り止め

入札参加者が 1 者のときは、この入札の執行を取り止める。

2 3 その他

(1) 落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばない。また、契約後においては、契約を解除する場合がある。

(2) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、競争参加資格として示した要件（資格）を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(5) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止となった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替え

て再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。

(ア) 提出方法及び場所

緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。

(イ) 提出書類

- ① 特定建設工事共同企業体解散届
- ② 特定建設工事共同企業体協定書
- ③ 競争参加資格地位承継申請書
- ④ 4（3）、5に掲げる書類

(ウ) その他

入札参加資格を認められた特定建設工事共同企業体において、代表構成員を除く構成員が指名停止措置を受けたときにおいて、以下の①～④の条件をすべて満たす場合に限り、入札参加資格の承継をすることができる。

① 当該指名停止措置を受けた構成員（以下「指名停止構成員」という。）

以外の構成員が、当該特定建設工事共同企業体を解散して、指名停止措置を受けた構成員に代わる建設業者を加えた構成による特定建設工事共同企業体を新たに結成し、解散前の特定建設工事共同企業体が有していた入札参加資格を承継しようとする場合

② 新たに結成する特定建設工事共同企業体が、個別の入札公告に示す入札参加資格及び競争参加資格の基準を満たす場合

③ 当該指名停止措置の始期日が、当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格確認通知日の翌日から入札日の5日前までの期間中である場合

④ 当該指名停止措置の始期日から、入札日の5日前までの期間に、個別の入札公告に示す地位承継認定申請に係る手続き（申請書等の提出）が適正に行われた場合

- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

- (7) あらかじめ調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、特定建設工事共同企業体の構成員のうち1者でも以下の①～④のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除

- く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者。
 - ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - ③ 品質管理、安全管理に関する指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
 - ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
- (8) 総合評価方式における技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (9) 各構成員に係る茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格審査及び競争参加資格者名簿（以下「名簿」という。）への登録に関する入札参加資格審査及び競争参加資格確認については、2年ごとに行っている名簿の切替時で、切替後に競争参加資格確認申請の締め切りが到来するものは、切替前に入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載を以て行う。
- (10) 建設業法第26条第2項の規定に基づき監理技術者を配置する場合は、原則として代表構成員から設置するものとし、その他の構成員からは主任技術者として配置するものとする。
- (11) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀町カシマビル1 一般財団法人茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所 整備課 担当 大高 電話：0294-33-8731 電子メールアドレス：seibi@ef-kasama.or.jp
--

- (12) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。
- ・一般財団法人茨城県環境保全事業団ホームページ
(URL : <https://ef-kasama.or.jp>)